

金代前期の幣制

宮澤知之

緒言

第一章 銅錢の状況

第二章 交鈔の問題

第一節 交鈔とは何か

第二節 交鈔の性格の變化

小結

緒言

金代貨幣史の際立った特色としてしばしば指摘されるのは、有効期限を設定しない、すなわち貨幣機能を強化した紙幣である交鈔が出現したこと、中國史上はじめてインゴットでない、すなわち秤量貨幣でない銀貨を發行したことである。これらの事柄は金代幣制史を構築するとき商品經濟の展開と一體の現象として理解されることが多い。さらに錢・鈔・銀という三種の貨幣の時間的推移や相互関係も商品經濟の展開に對應して説明され、金末における幣制の崩壞については、⁽¹⁾經濟法則を無視した金朝の貨幣政策がもたらした事態だと考えられている。

しかしながら金代の貨幣状況を商品經濟の展開から説明することについて、私は自身のこれまでの中國貨幣史研究に照らしてかなり懷疑的である。市場經濟が財政を規制するようになる以前、貨幣の主要な機能は國家による再分配を實現す

るための手段でなかったかと考えるからである。私は商品経済の展開という前提をいったんはずして史料の読み直しを試みたい。また交鈔について言えば、いかなる意味で貨幣なのかを問わずに貨幣だと前提されてきた。どのような機能を果たしたかを問い、その上で貨幣かどうか考えたい。

金代貨幣史の時期区分はいくつか提唱されているが、私には、金朝の通貨政策が轉換する一一九〇年代を以て前後二期に分けられるように思われる。本稿は前半期を取り上げる。

第一章 銅錢の狀況

金代の銅錢問題で研究の多いテーマは、銅錢が金宋間をどの方向に流れたかという問である。日本では南宋から金に流れたという加藤繁の北流説と、金から物産豊かな南宋へ流出したという曾我部静雄の南流説が對立するが、實は兩者ともに金の輸入超過、宋の輸出超過が想定されている。加藤は加えて銅錢の宋から金への密輸出を想定するので北流説となる。中國では南京遷都の一二一四年を境に北流から南流へ變化したという喬幼梅の説が大きな影響力をもっている。このテーマが取り上げられる理由は金宋間の銅錢の移動が兩國の貿易關係と聯動すると見做されるからである。

中國の學界では金領華北の急激な經濟成長による輸出超過という見方が普通だが(劉森)⁽⁵⁾、李埏・林文勳、漆俠・喬幼梅(6)か、華北の經濟的遅れによる低物價が宋商を誘致したとの反對意見(張婧)⁽⁸⁾もあり、そもそも兩國間の銅錢爭奪は一部宋人の臆説にすぎないという説(汪聖鐸)⁽⁹⁾もある。

史料の殘存狀況から言えば宋側に銅錢の北流を危惧するものが多いが、もともと政書類・文集類は宋に多いことを考慮すべきである。また金も宋も銅錢の流出を防ぐため、金は河南路で銅錢を流通させない方針をとり、宋は淮南路を鐵錢地區とした⁽¹¹⁾。それ故、金宋の商人が集まり銅錢によって交易する権場では、北流・南流といった一方的な銅錢の移動を想定するのは無理がある。つまり北流説・南流説を問わず、兩國間の銅錢の一方的な流出は相殺されるため、正規のルートに

は限界があり、おのずと密貿易が想定されることになる。しかしそれは結局史料を缺く議論とならざるを得ない。

次に、金代の銅錢問題でしばしば指摘されるのは深刻な錢不足の状況である。貞元二年（二一五四）交鈔を發行した¹²か、正隆二年（二一五七）に建國四〇年にして始めて銅錢の鑄造に着手し、銅禁を實施して銅の外界（外界とは銅鑛脈のある地域以外をいう）への持ち出しを禁じ、民間の銅器を徵發して中都（現北京）と京兆（現西安）に運んだ。中都に寶源・寶豐の二監を、京兆に利用監を設置し、翌三年、正隆通寶の鑄造を開始した。¹³建國後四〇年にして始めて錢貨を鑄造したのは、それまで必要がなかったことを示している。正隆通寶は宋錢にならないが、むしろ精巧な製作の銅錢であり、舊錢（遼錢・北宋錢）と通用させた。通用とは差を設けずに、言い換えると等價で行使することだろう。注目すべきは北宋の舊錢には折二錢から當十錢までの大錢があり、同時代の南宋にも折二錢・折三錢があったにもかかわらず、正隆通寶は小平錢（一文錢）だけの鑄造であったことである。¹⁴いうまでもなく、鑄造費用を節約するには折二錢以上の大錢を鑄造する方が有利である。¹⁵正隆通寶は錢不足の解消を圖つた政策であろうが、粗製濫造でなく手間をかけた精巧な鑄造であったのは、おそらく私鑄を防止する狙いがあったのではないかと考える。

さて貞元・正隆年間は、海陵王による遷都、南征準備、開戦、世宗即位と海陵王暗殺と續いた時期である。世宗の大定年間、金宋戦争は次第に終熄に向かい、大定四年（宋の隆興二年、一一六四）十二月の和約をへて、五年（宋の乾道元年、一一六五）正月、兩國皇帝の呼稱、歲幣額の決定を中外に布告し、その後、兩國の権場を次第に再開した。¹⁶このように貞元・正隆年間、海陵王の南征にともなつて財政支出は當然ながら莫大であった。軍須錢の由來を述べた記事に、大定三年の時點で、南征のため兵士に毎年一〇〇〇萬貫がかかり、官府に二〇〇萬貫しか残っていないという。¹⁷この二〇〇萬貫は後述するように、地方官府では北宋からの蓄錢が膨大に保有されていることから判断して中央財政の保有額である。

ところで金代貨幣史の前提となるのは、北宋華北の銅錢をそのまま繼承したことである。天會十五年（一一三七）十一月、劉豫の齊を廢止した。このとき金朝が獲得した銅錢は社會で流通している分を除いて、開封の約一億貫および地方官

府の蓄積分である。⁽²⁰⁾一〇七〇年代に始まる熙豐變法(王安石・神宗が主導した變法)はとくに沿邊五路に見錢を蓄えた。齊の領域は山東、河南、河北南部、安徽、江蘇北部、甘肅、陝西というように華北一帯に及んでおり、⁽²¹⁾變法が蓄積した見錢をそのまま繼承したと思われる。金朝が華北を本格的に支配領域に加えたとき、齊の見錢を繼承したから、その貨幣政策は南宋を上回る見錢の保有という條件から出發した。⁽²²⁾逆に南宋では銅錢が決定的に不足したことで、通貨政策は會子を中核に實施された。それだけ北宋錢は華北に偏在していた。要するに、北宋銅錢の總鑄造額、推定二億五〇〇〇萬〜三億貫⁽²³⁾の過半が金領にあり、しかも接收分は國庫に蓄えられたのである。そうすると、齊國廢止(一一三七)から一一六三年までの二六年間に一億貫の蓄積が二〇〇萬貫にまで、一年平均約三七二萬貫が減少したことになる。南征に毎年約三七〇萬貫餘の見錢が収入を越えて支出されたこと、銅錢の國庫支出に危機感が生じ正隆二年銅錢鑄造が開始されたことが推測できる。

ところがこの後、府庫充實の記事が散見される。例えば、

(大定)十年、上諭戸部臣曰、官錢積而不散、則民間錢重、貿易必艱。宜令市金銀及諸物。其諸路酷權之貨、亦令以物平折輸之。(『金史』錢幣)

(大定)十年、上、戸部の臣に諭して曰く、官錢積みて散せざれば、則ち民間錢重く、貿易必ず艱しむ。宜しく金銀及び諸物を市わしむべし。其れ諸路酷權の貨も、亦た物を以て平折して之を輸せしめよ、と。

世宗は官錢を支出して金銀諸物を買ひ、專賣においても物に換算して納入させたが、それは府庫充實と民間での見錢不足という認識に基づく。この記事だけでなく、繰り返し「徒に錢をして府庫を充たさしむ、將た安んぞ之を用いんや(大定十年十月)」「今、國家の財用豊盈す。若し四方に流布せば、官に在ると何ぞ異ならん(大定十二年正月)」と言ひ、官庫に見錢の蓄積のあることを問題にしている(いずれも『金史』錢幣)。この狀況は國都だけでなく地方でも同じである。山東では次のようにある。

有使者自山東還。帝問民間何所苦。使者曰、錢難最苦。官庫錢滿有露積者、而民間無錢、以此苦之。〔金史〕卷一九、世紀補、顯宗、大定十年八月)

使者有り山東自り還る。帝問う、民間何れの所か苦しむ、と。使者曰く、錢難最も苦し。官庫、錢滿ちて露積する者有り、而れども民間錢無し、此を以て之に苦しむ、と。

民間での錢不足は私鑄の事態を招いた。西京(大同府)について、

改同知西京留守事、上書論便宜事。……論民間私錢苦惡。宜以官錢五百易私錢千、期以一月易之、過期以銷錢法坐之。

……書奏、多見采納。〔金史〕卷九二、曹望之傳)

同知西京留守事に改められ、上書して便宜の事を論ず。……民間私錢の苦惡なるを論ず。宜しく官錢五百を以て私錢千と易え、期するに一月を以て之を易え、期を過ぐれば銷錢法を以て之を坐せん。……書奏し、多く采納せらる。

同知西京留守事の曹望之の上奏は太宗實錄が完成した大定七年(一一六七)から新宮を建設した大定十五年(一一七五)の間のことである(曹望之傳)。このころ民間では通貨不足に對處して私鑄錢が出回っていたらしい。

つぎに陝西の状況である。北宋のとき陝西は錢貨蓄積の多かつた地域である。⁽²⁴⁾にもかかわらず天徳二年(一一五〇)の時點で、市井の交易が絹・乾薑によつて行なわれている。⁽²⁵⁾民間で通貨不足を實物貨幣で補つた事例である。また陝西は北宋のとき銅錢・鐵錢併用地域だった。金朝は劉豫を廢したとき(一一三七)鐵錢廢止の方針をとり、鐵錢二貫五〇〇文を銅錢五五〇文で買上げた。⁽²⁷⁾のち金朝は一時、宋の舊鐵錢の行使も認めたが、價格の基準にならない、すなわち銅錢と等價にならないため、結局は禁止した。⁽²⁸⁾このことも陝西における錢不足を助長しただろう。銅錢・鐵錢をめぐる問題について山西は陝西と似た状況にあり、註に引用する通り陝西・河東(秦・晉)と併記する。

金代の短陌も以前から注目されてきた。現在知られている短陌の事例は、淮水を私渡して行なわれた私相貿易にかかわるものがいくつか知られている。これらの事例で共通するのは、宋側と金側とで短陌の値に大きな隔たりがあり、金側の

短陌は「南客、一緡を以て淮を過ぐれば、則ち數緡の用を爲す」⁽²⁹⁾「二十の數を以て百に當つ」と言われるほど、宋より格段に小さいことである。假に宋の通常の短陌七七陌に對し金が二〇陌としたら、宋商は淮水を超えると手持ちの見錢が四倍近く増えることと同じであり、宋側では宋商を招誘する方策だという觀測もなされている。⁽³¹⁾ 淮水以北の金領は通貨が不足していたので、より少ない錢貨量で大きな價格を表示していると捉えることも可能であるが、注意したいのは、一般に通貨量が少なければ價格は下がるはずであるのに、短陌という慣行があることによつて價格の下落は抑制され（この例で言うと、二〇枚の銅錢の表示する價格は一〇〇文になる）、極端には下がらないことである。市場原理による價格と通貨量の相關關係よりも、相對的に高い名目的な物價を維持しようとしている。

地方の都市市場の例では樓鑰が宿州⁽³²⁾と相州の粟穀・粟米・絹帛の短陌を書き残し、六〇陌だという。國境附近より大きな値であることに注意したい。宋の短陌が行市によつて、換言すると同じ都市内でも業種もしくは商品によつて異なるのに對し、金朝の短陌は商品に關係なく同じという印象である（事例が少ないので確言できないが）。金朝の重要都市の例を見ると、上京會寧府では民間市場で八〇陌、官用が足陌だったが、大定二十年（一一八〇）官私ともに八〇陌と定めた。⁽³⁴⁾ なお錢鈔交換の比率を表わす交鈔の陌は大定十年時に七〇陌とあり（後述）、現存の鈔版が八〇陌となっているのは、⁽³⁵⁾ 官私ともに八〇陌と定めたあとのものであるからである。言うまでもなくこの錢鈔交換の場合の短陌は、銅錢の計數に關わる短陌とは異なる。⁽³⁶⁾

以上の銅錢の短陌の事例を見ると、金朝の重要な都市（上京會寧府）、地方都市（宿州・相州）、國境附近の順に短陌の値が小さくなっており、見錢不足の狀況が反映する反面、通貨量の地域差ほど物價の地域差が大きくなるように作用している。宋における民間の短陌の決まり方は業種ごとであったから、金と宋では短陌の性格が異なっている。

金朝は民間通貨の不足を緩和すべく、屯兵しない州府において見錢を民間に放出して金帛を買ったことがあり、⁽³⁷⁾ 北宋の大觀錢を當五錢に指定して流通額を擴大しようとしたこともある。⁽³⁸⁾ そして正隆年間の正隆通寶以後途絶えていた鑄錢事業

を再開し、新錢の鑄造にも踏み切った。大定十八年（一一七八）、代州に鑄錢監（二十年に阜通監と命名）を建設し、大定通寶を鑄造した。鑄造実績は十九年が一萬六〇〇〇餘貫であり、それ以後も振るわなかつたので、二十七年、曲陽縣に利通監を設置した。⁽⁴²⁾ただし代州阜通監の鑄造は品質が悪く、盜鑄を引き起こす事態を招いたという。⁽⁴³⁾兩監をあわせた鑄造額は一四萬餘貫にすぎず、結局、鑄造費用がかかりすぎるため二十九年に兩監ともに廢止した。⁽⁴⁴⁾鑄錢事業は成功しなかつたと
言える。

では民間に錢不足の状況があるのになぜ官庫に蓄積されることになつたのか。その経過について、次のような記事がある。

即日拜平章政事、封代國公、兼太子太傅。是時民間苦錢幣不通。上問宗尹。對曰、錢者有限之物、積於上者滯於下。所以不通。海陵軍興、爲一切之賦、有菜園・房稅・養馬錢。大定初、軍事未息、調度不繼、故因仍不改。今天下無事、府庫充積、悉宜罷去。上曰、卿留意百姓。朕復何慮。太尉守道老矣。捨卿而誰。於是、養馬等錢始罷。（『金史』卷七三、宗尹傳）

即日、平章政事を拜し、代國公に封ぜられ、太子太傅を兼ね。是の時、民間錢幣通ぜざるに苦しむ。上、宗尹に問う。對えて曰く、錢なる者は有限の物にして、上に積む者下に滯る。通ぜざる所以なり。海陵軍興のとき、一切の賦を爲し、菜園・房稅・養馬錢有り。大定の初め、軍事未だ息まず、調度繼がず、故に因り仍りて改めず。今天下無事、府庫充積すれば、悉く宜しく罷去すべし、と。上曰く、卿、意を百姓に留む。朕復た何の慮ることあらんや。太尉守道老ゆ。卿を捨て誰かあらん、と。是に於いて、養馬等の錢始めて罷む。

211 宗尹が平章政事になつたのは大定二十三年（一一八三）十一月のことである（萬斯同『金將相大臣年表』）。この記事によると、海陵王は南征に際し、様々な税を導入したが、世宗の大定の初めはまだ戦争が終結せず、財政が困難であつたので、そのまま廢止することなく現在に至つたので府庫が充實したという。そして宗尹の發言によつて養馬等の錢を廢止するこ

とになった。これらの雑税が見錢徴收の税であつたことが分かる。⁴⁵世宗が見錢でなく他物で平折（等價で換算）して納入させようというのもこのためである（前引大定十年の記事）。

見錢徴收の雑税が廢止されたころの國庫蓄積額が傳わっている。

・大定二十六年、世宗與宰相論錢幣、上曰、中外皆患錢少。今京師積錢止五百萬貫。除屯兵路分、其他郡縣錢、可運至京師。克寧曰、郡縣錢盡入京師、民間錢益少矣。若起運其半、其半變折輕齋、庶幾錢貨流布也。上嘉納之。（『金史』卷九二、徒單克寧傳）

大定二十六年、世宗、宰相と錢幣を論ず。上曰く、中外皆な錢少きを患う。今京師、錢を積むこと五百萬貫に止まる。屯兵路分を除き、其の他の郡縣の錢、京師に運至す可し、と。（徒單）克寧曰く、郡縣錢盡く京師に入れば、民間錢益ます少し。若し其の半を起運し、其の半を變折輕齋せば、錢貨流布するに庶幾からん、と。上之を嘉納す。

・（大定）二十八年、上謂宰臣曰、今者外路見錢、其數甚多。聞有六千餘萬貫、皆在僻處積貯。既不流散、公私無益、與無等爾。今中都歲費三百萬貫、支用不繼。若致之京師、不過少有輓運之費、縱所費多、亦惟散在民爾。（『金史』錢幣）

（大定）二十八年、上、宰臣に謂いて曰く、今者、外路の見錢、其の數甚だ多し。聞くならく、六千餘萬貫有り、皆な僻處に在りて積貯す、と。既に流散せず、公私益無く、無きと等しきのみ。今中都の歲費三百萬貫、支用繼がず。若し之を京師に致せば、少しく輓運の費有るに過ぎず、縦い費やす所多くとも、亦た惟だ散じて民に在るのみ、と。

大定二十六年（一一八六）⁴⁶と二十八年の記事である。二つの記事を併せると、京師の蓄錢は五〇〇萬貫に過ぎず、しかも歳費は三〇〇萬貫が必要であるのに對し、地方には六〇〇〇餘萬貫が死藏の状態で蓄積されているという。この額は北宋の總鑄造額の五分の一から四分の一に相當する巨大な値である。北宋のとき、沿邊に貯備し、金朝に接收された銅錢は、金宋の軍事衝突が主に河南であり陝西は比較的平穩だったから官庫に保管されたまま民間に流出しなかつたものと思われ

る。世宗は地方の積貯を、屯兵の路分以外は全額京師に運ぶという考えをもっている。二十六年、二十八年と同様の考えを表明したところから判断して、世宗の考えは實現していないようである（全額でなく部分的に實行された可能性はある）。一一六三年の二〇〇萬貫と比較すると、一一八六年の五〇〇萬貫までの二三年間に三〇〇萬貫の増加があるとはいえ、一一八三年に養馬錢等の見錢徴收の雜稅が廢止されたとき府庫充實であったから、それら雜稅の廢止はかなり財政に影響を與えたと推定できる。

府庫充實の記事で特徴的なのは民間での錢不足と常に對比されることである。京師（中都）でも地方でも同様である。しかも前述のように宋との國境に近づくほど見錢不足の状況は深刻さをます。しかし一方で「屯兵路分」の見錢蓄積は必要との認識である。この見錢の極端な國庫集中と軍事據點での蓄積、民間での錢不足から、金代の見錢は一般の經濟生活を媒介するものであるという考えの稀薄であったことが読み取れる。

以上から、金朝の銅錢不足は、華北領有以後の急速な社會經濟の發展が招いた事態であるという有力な學説は支持できない。金朝の見錢は北宋錢のおそらく過半が領内にあったにもかかわらず、京師・地方官府に集中積貯され、民間で流通する量は乏しい。見錢が支出されるのは、京師と軍事據點である。京師で支出する國家財政の歳出の貨幣は銅錢であり、少なくとも十二世紀末まで他の貨幣に言及されないことは注目してよい。軍事據點の見錢保有は、軍糧の購入などに必要だったと想像するのは自然である。海陵王から世宗の初めにいたる金宋戦争のとき府庫が一億貫から二〇〇萬貫に減少したというのは、軍事費用に見錢が支出された結果である。

このほか金朝の民間における錢不足の緩和策として蓄錢を制限する限錢法を施行したり、見錢行使に際して制限を加えたりした。限錢法は、明昌五年（一一九四）民間の錢不足の原因は官豪による貯め込みだとして、「官民の家、品從物力を以て見錢を限り、多きも二萬貫を過ぎず、猛安謀克は則ち牛具を以て差と爲し、萬貫を過ぐるを得ず」とした。⁽⁴⁷⁾その後も鈔法との關係から限錢法を改訂したりしたが（一一九八）、⁽⁴⁸⁾結局、泰和四年（一二〇四）に廢止した。⁽⁴⁹⁾廢止の理由は述べら

れていないが、一一九〇年代は金朝の通貨政策の基本が錢から鈔・銀に轉換する時期にあたっており、蓄錢の制限に意味がなくなつたと推定できる。

第二章 交鈔の問題

第一節 交鈔とは何か

まず基本史料を擧げておこう。いずれも『金史』錢幣の記事である。

(1) 海陵庶人貞元二年、遷都之後、戸部尙書蔡松年復鈔引法、濼製交鈔、與錢竝用。

海陵庶人の貞元二年、遷都の後、戸部尙書蔡松年、鈔引法を復し、遂に交鈔を製り、錢と竝用す。

(2) 初、貞元間、既行鈔引法、遂設印造鈔引庫及交鈔庫。皆設使副判各一員・都監二員、而交鈔庫副、則專主書押・搭印・合同之事。印一貫・二貫・三貫・五貫・十貫五等、謂之大鈔、一百・二百・三百・五百・七百五等、謂之小鈔、與錢竝行、以七年爲限、納舊易新。猶循宋張詠四川交子之法、而紓其期爾。蓋亦以銅少權制之法也。

初め、貞元間、既に鈔引法を行ない、遂に印造鈔引庫及び交鈔庫を設く。皆な使副判各おの一員・都監二員を設け、而して交鈔庫副は、則ち専ら書押・搭印・合同の事を主どる。一貫・二貫・三貫・五貫・十貫の五等を印し、之を大鈔と謂い、一百・二百・三百・五百・七百の五等、之を小鈔と謂い、錢と竝行し、七年を以て限と爲し、舊を納めて新と易う。猶お宋張詠の四川交子の法に循い、而して其の期を紓すのみ。蓋し亦た銅少なきを以て權制するの法なり。

主にこれらの記述に基づき、銅錢の不足に應じて、貞元二年（一一五四）、銅錢に先んじて交鈔が印造發行されたというのが通説であり、交鈔は紙幣であるというのほぼ通説である。⁽⁵⁰⁾しかし私は當初の交鈔について送金手形とする高橋弘臣の説に賛同する。高橋がとくに注目したのは、本稿第二章第二節「交鈔の性格の變化」の(3)に引用する大定二十九年（一一

八九)、七年釐革の法の廢止が提言されたときの記事である。商旅が遠隔地に向かうとき錢で政府から鈔を買い、引き換えに交鈔の發給を受けるという部分であり(商旅利於致遠、往往以錢買鈔)、財政支出に轉用される以前の交鈔を「金朝政府を發行・支拂い人とする送錢用他地拂い約束手形」とする。⁽⁵¹⁾

要するに「與錢竝用(1)」「與錢竝行(2)」「同見錢(3)(4)」という文言は銅錢と同じ貨幣であることを意味しない。銅錢で交鈔を買い目的地で銅錢に換金すること、すなわち價値の空間的な移轉を實現する點が銅錢と同じだと表現している、と考える。

ところで次節の(4)に引用する「交鈔之制」に「更に某處の庫に於いて鈔を納め錢と換う」という部分がある。大定二十九年以後の交鈔之制である。その表現をそのまま受け取ると、鈔を錢に交換する「某處の庫」は交鈔の發給地と同一の地域の庫であることも、異なる地域の庫であることもあるだろう。同一地域の庫である場合、交鈔は送金手形でなく、見錢の預り證ということになる。私見は高橋説とこの點で異なるが、見錢の預り證たる交鈔が、政府の設置する庫の存在する地域に向かつて送金手形として利用されたと考える。

多くの研究者が交鈔を紙幣だと認める根據の一つは「四川交子之法」に準據し、異なるのは有効期限を七年に延ばした點だけだ(2)と明言されていることだろう。かつて論じたように、北宋交子は貨幣機能を普遍的には有さない有價證券であり、見錢(鐵錢)の預り證が本質的な性質で、宋朝が送金手形として陝西での支拂手段、四川への送金手段として活用したものである。交子が貨幣機能を有するにいたったのは北宋末、錢引と名を變え俸給支拂や納稅の手段と認めた時點であり、のち南宋中期に價格表示の機能を獲得して貨幣として完成した。⁽⁵²⁾したがって北宋のとき交子は貨幣ではなかった。「四川交子之法」に準據したとは金の交鈔は宋の交子と同じ性質の證券だと言うにすぎない。

次に高橋の論點に付け加えておこう。交鈔の開始は貞元二年(一一五四)五月に中都(前年、上京會寧府から燕京に遷都し中都大興府と稱した)に交鈔庫を設置して官員を配置し、ついで七月に印造庫の官員を配置したときである。⁽⁵³⁾印造庫官員の

配置は、遷都にともなつて権貨務も中都に移轉し、その鈔引を印造する機關の官員を配置した措置であり、中都に印造庫を設置したのと同様の意義をもつ。交鈔庫は「諸路の交鈔及び錢鈔を檢勘し換易・收支するの事を掌どり」、印造庫は「諸路の交鈔・鹽引を印造・勘覆するを監視するを掌どる」機關である。交鈔庫の設置の方が印造庫より二箇月早い。つまり、このことは貞元二年五月以前に交鈔のあつたことを示唆する。

實は天德二年（一一五〇）、陝西轉運使の毛碩は、汴京と燕京の例にならつて、陝西に交鈔を給して通行させることを願ひ許可された（『金史』卷九二、毛碩傳、註（26）に引用）。このとき汴京と燕京にも、また陝西にも交鈔庫はなく、その他の官廳が業務を擔當したのではないかと考えられる。貞元二年は交鈔庫と印造庫を正式に中都に設置し、本格的に交鈔の運用を開始した年であつたのではなからうか。天德二年陝西への導入の理由は、物資に乏しく、賦稅收入が乏しく、客商もあまり來ないという陝右の事情があつたためである。商人を招致するには見錢を携帯する困難を除く必要がある。汴京と燕京の交鈔を利用して、陝西と汴京、陝西と燕京の間の商人の移動を促すという計畫だろう。

貞元二年の交鈔を運用する規定は既引史料にあるように鈔引法であり、戸部尙書蔡松年が鈔引法を復したとある。「復」に注目すると、擔當機關を設置したのが初めてなのだから、北宋にならつた制度を制定し、それを「鈔引法を復す」といつたに違ひない。鈔引法とは、

金制、權貨之目有十、曰、酒・麴・茶・醋・香・礬・丹・錫・鐵、而鹽爲稱首。貞元初、蔡松年爲戸部尙書、始復鈔引法、設官置庫以造鈔引。鈔合鹽司簿之符、引會司縣批繳之數。七年一釐革之。（『金史』卷四九、食貨志、鹽）

金制、權貨の目十有り、曰く、酒・麴・茶・醋・香・礬・丹・錫・鐵、而して鹽を稱首と爲す。貞元初め、蔡松年、戸部尙書と爲り、始めて鈔引法を復し、官を設け庫を置き以て鈔引を造る。鈔は鹽司簿の符を合し、引は司縣批繳の數を會す。七年に一たび之を釐革す。

とあるように、酒・茶・鹽等の權貨に關わるものである。中核となる鹽について、鈔とは鹽司の帳簿の符（割印）とつき

合わせることに、引とは鹽司・縣の引き渡し認可の數とつき合わせることをいい、鈔引とはそのための證書（鹽との引換券）のことである。この鈔引を見錢に適用したのが交鈔であり、それゆえ交鈔は鈔引法に基⁵⁵づいて運用される。また蔡松年傳に、蔡松年は權貨務を移して都城に物資を集め、鈔引法を復活したとあり、鈔引法の復活は權貨務の機能と目的を同じくしたことが分かる。交鈔庫は交鈔のみを擔當する機關だが、印造庫が交鈔と鹽鈔他の權貨の引を同様に扱うのも、このことと關聯する。

さて、乾道六年八月丁卯（大定十年、一一七〇）の日附のある范成大の『攬轡錄』（知不足齋叢書本）によると、

交鈔所者、金本無錢、惟煬王亮嘗一鑄正隆錢、絕不多、餘悉用中國舊錢。又不欲留錢於河南、故仿中國楮幣、於汴京置局造官會、謂之交鈔（原文、錢に誤る）、擬見錢行使、而陰收銅錢、悉運而北。過河即用見錢、不用鈔。鈔文曰、南京交鈔所、准戶部符、尙書省批降、檢會、昨奏南京置局、印造一貫至三貫例交鈔、許人納錢給鈔、河南路、官私作見錢流轉。若赴局支取、即時給付、每貫輸工墨錢十五文。七年納換、別給錢、以七十爲陌。僞造者處斬、捕告者、賞錢三百千。……

交鈔所なる者、金本より錢無く、惟だ煬王亮嘗て一たび正隆錢を鑄し、絶えて多からず、餘は悉く中國の舊錢を用う。又た錢を河南に留むるを欲せず、故に中國の楮幣に仿い、汴京に於いて局を置き官會を造り、之を交鈔と謂い、見錢に擬して行使し、而して陰かに銅錢を收め、悉く運びて北す。河を過ぐれば即ち見錢を用い、鈔を用いず。鈔文に曰く、南京交鈔所の准けたる戶部の符に、尙書省の批降あり、檢會するに、昨ころ奏して南京に局を置き、一貫より三貫例に至る交鈔を印造し、人の錢を納め鈔を給し、河南路、官私見錢と作して流轉するを許す。若し局に赴き支取せんとすれば、即時給付し、每貫工墨錢十五文を輸す。七年納換し、別に錢を給し、七十を以て陌と爲す。僞造する者は斬に處し、捕告する者、錢三百千を賞す。……

貞元二年から一六年後の記事である。この記事で注目したい點がいくつかある。第一に、南京交鈔の鈔文にある「昨奏南京置局」とは、正隆五年（一一六〇）八月、南京で交鈔の印造が始まったことを指していると思われる。

命權貨務并印造鈔引庫起赴南京。(『金史』卷五、海陵、正隆五年八月辛亥)

權貨務并びに印造鈔引庫に命じて南京に起赴せしむ。

貞元二年の時點では中都だけに印造庫と交鈔庫が設置されたが、正隆五年以降の南京(汴京)においても『攬轡錄』にある通り、交鈔の印造と錢・鈔の交換を行なった。注目すべきは權貨務とともに印造鈔引庫が南京に移轉したことである(交鈔を見錢化する交鈔庫の移轉は行なわれていない)。正隆五年が海陵王の南宋攻撃と、中都燕京から南京汴京への遷都(六月)の前年であることを考慮すると、戰爭準備のための軍事物資の南京集中をはかり、客商には見錢のほか(南京には劉豫の齊をへて獲得した宋錢の蓄積がある)、交鈔を發給し中都で見錢化させたと想定しうる。まさに北宋のとき對西夏戰爭の軍糧補給のため交子を陝西で發給し四川で見錢化させた事態と同じである。

のちモンゴルが中都を圍んだ貞祐二年(一二二四)南京へ遷都した(大定元年の世宗即位にともない京師は南京から中都燕京に遷っていた)。その翌年五月の記事に次のようにある。

權西安軍節度使烏林達與言、關陝軍多、供億不足。所仰交鈔則取於京師、徒成繁費。乞降板就造便。(『金史』錢幣)

權西安軍節度使烏林達與言、關陝軍多く、供億足らず。仰ぐ所の交鈔は則ち京師に取り、徒に繁費を成す。乞う板を降し就いて造るが便なり、と。

ここに言う京師は遷都後であるから南京である。地方に交鈔の鈔板を降し現地で印刷したいという。貞祐三年(一二二五)まで交鈔は陝西で印造せず、印造庫のある京師(南京)だけで發行されていたことが分かる。ここには上奏の結果は明記されないが、現存の交鈔の鈔版には貞祐三年の陝西東路で印造するものがあるので、裁可されたことは確實である。⁵⁷⁾一二一五年以前、原則として京師(中都あるいは南京)のみの交鈔の印造發給は、見錢との引換である以上、京師への見錢集中を促進するのに役立ったはずである。

交鈔庫については、後の泰和七年(一二〇七)の記事であるが、

(泰和七年) 十月、楊序言、交鈔料號不明・年月故暗、雖令赴庫易新、然外路無設定庫司、欲易無所、遠者直須赴都。上以問汝礪。對曰、隨處州府庫內、各有辨鈔庫子、鈔雖弊不僞、亦可收納。……〔金史〕錢幣)

(泰和七年) 十月、楊序言、交鈔、料號不明・年月故暗ならば、庫に赴き新に易えしむと雖も、然れども外路、庫司を設定する無く、易えんと欲するも所無し。遠き者直ちに須からく都に赴くべし、と。上以て汝礪に問う。對えて曰く、隨處州府の庫内、各の辨鈔庫子有り、鈔弊ありと雖も僞ならずれば、亦た收納す可し。……

とあり、交鈔庫は京師のほかは置かれなかつた。ただし地方州府の庫内に辨鈔庫子があり、傷んだ交鈔は新しいものと交換できたという。ここで言及されないように州府の庫では交鈔の見錢への交換はおそらく業務外で行なわれず、交鈔の見錢化は原則として中都(一一六一年十二月世宗即位後の京師)のみであり、地方で換金するには特例の措置が必要だったのではないかと推定できる。南京の印造鈔引庫における錢鈔交換はその特例である。中都・南京での交鈔の發行と鈔錢交換は、交鈔の基本的性格が見錢預り證であるから當然である。送金に用いられない交鈔は、黄河以南の河南路にあっては代用貨幣の意味をもった可能性はある。

第二に、交鈔の行使は京師を除けば黄河以南の河南路に限定されることである。南京で交鈔を買うのに支拂った銅錢は北に運ばれる。黄河以南と國境の間の河南路において、宋への銅錢流出を防止する措置がとられたとはよく言われることである。

第三に、交鈔と見錢との交換比である場合の短陌が當初は七〇、大定二十年に八〇となったことである(既述)。同時期の國境附近の民間の短陌が二〇程度、地方都市の短陌が六〇程度であったことを想起すると、商人が中都から南京に運んだ交鈔を見錢に八〇陌で交換し、さらに國境附近や地方都市で交換した見錢を使って取引するとかなり有利である。一方、政府は南京印造の交鈔を賣り出せば、相對的に大きな短陌のゆえに效率的に見錢を北送できる。短陌の違いを利用して交鈔の送金機能を高めることができる。

第四に、一貫から三貫までの交鈔は大鈔だが、このような大きな額面では、いくら「擬見錢行使」「河南路、官私作見錢流轉」といっても、現實の日常生活で行使しうる場面は比較的大きな取引だけである。大鈔が代用貨幣として機能したとしても、見錢が回收される以上、日常生活で用いる貨幣は實物貨幣だけであろう。交鈔發行の目的はあくまで南京への物資集中の手段、中都への見錢の北送にある。

第五に、南京に置いた印造鈔引庫で一貫から三貫のおそらく三種類の交鈔のみを印造したことである。ここに小鈔が見えないのはどうしてだろうか。前引(2)の記事に「初、貞元間、既行鈔引法」として、一貫から十貫までの五種類の大鈔と、一百文から七百文までの五種類の小鈔について述べている。中都と南京で種類が異なつた可能性はあるが、小鈔については検討を要する。殆どの研究者が小鈔の導入は貞元二年すなわち當初からのものとするか、あるいは導入の時期を明言しないかどちらかであるが、實は小鈔に關する具體的記事は、承安二年(一九七)十月、陝西における小鈔導入が初見である。⁽⁵⁹⁾

承安二年十月、……時交鈔所出數多、民間成貫例者、艱於流轉。詔以西北二京・遼東路從宜給小鈔、且許於官庫換錢、與它路通行。(『金史』錢幣)

承安二年十月、……時に交鈔の出だす所の數多く、民間貫例を成す者、流轉に艱しむ。詔して西北二京・遼東路を以て宜しきに從いて小鈔を給し、且つ官庫に於いて錢に換え、它路と通行するを許す。

西北二京と遼東路の特例である。その翌年、

(承安三年) 九月、以民間鈔滯、盡以一貫以下交鈔易錢用之、遂復減元限之數、更定官民存留錢法、三分爲率、親王・公主・品官許留一分、餘皆半之。……又更造一百例小鈔、竝許官庫易錢。一貫・二貫例竝支小鈔、三貫例則支銀一兩・小鈔一貫、若五貫・十貫例則四分支小鈔、六分支銀、欲得寶貨者聽、有阻滯及輒減價者罪之。(『金史』錢幣)

(承安三年) 九月、民間、鈔滯り、盡く一貫以下の交鈔を以て錢に易えて之を用うるを以て、遂に復た元限の數を減じ、官民存留錢

法を更定し、三分して率と爲し、親王・公主・品官は一分を留むるを許し、餘は皆な之に半す。……又た一百例の小鈔を更造し、並びに官庫の錢を易うるを許す。一貫・二貫例は並びに小鈔を支し、三貫例は則ち銀一兩・小鈔一貫を支し、若し五貫・十貫例なれば則ち四分は小鈔を支し、六分は銀を支す。寶貨を得んと欲する者は聽す。阻滯及び輒りに減價する者有れば之を罪す。

とあるのは、地域を限定しないから全國での額面一〇〇文の小鈔の導入である。さらに泰和六年（一一〇六）十一月、

復許諸路各行小鈔。……令戶部印小鈔五等、附各路同見錢用。（『金史』錢幣）

復た諸路各おの小鈔を行なうを許す。……戶部をして小鈔五等を印し、各路に附して見錢と用に用いしむ。

と小鈔五等の印造が始まり、全國に發給された。この記事に「復許諸路各行小鈔」と「復」字があるから、承安三年における額面一〇〇文の小鈔の全國的な發行は泰和六年以前に廢止されていたことが分かる。それがいつの時點かは判明しない。

さらに興定元年（一一二七）の高汝礪の發言に、

向者、大鈔滯則更爲小鈔、小鈔弊則改爲寶券、寶券不行則易爲通寶。（『金史』錢幣、『金史』卷一〇七、高汝礪傳に同趣旨の文あり）

向者、大鈔滯れば則ち更めて鈔を爲り、小鈔弊あれば則ち改めて寶券を爲り、寶券行わざれば則ち易えて通寶を爲る。

とあるのは、大鈔↓小鈔↓寶券↓通寶と變遷した経過を言ったものである。要するに小鈔は承安二年に一部の地域に、翌三年全國に導入され、一旦廢止のち泰和六年五等制が全國に導入されたのであり、その發行は大鈔の澁滯を起因とするのである。本節冒頭の記事は貞元二年の制でなく、泰和六年以後の制を述べたものである。金代幣制史を一一九〇年代で前後二期に分ける本稿の立場からすると、前期において小鈔は存在せず（あったにしても重要な意義を有さず）、大鈔のみがあり、しかも大鈔は見錢の預り證を本質とし送金手形として活用されたといえる。従って貨幣としては實物貨幣を除けば銅錢しかないとと言える。なお小鈔が發行されて以後、金代幣制史は大きく轉換する。

第二節 交鈔の性格の變化

少し話をもどす。送金手形として活用された交鈔には、大定二十九年（一一八九）重大な變化がおきた。それは七年釐革の法を廢止したことである。交鈔を紙幣だと認める立場からすると、七年釐革の廢止は貨幣機能の一つである價值保存に大きな制約を與えていた有効期限を撤廢したことによって貨幣機能を強化したことを意味する。不振の鑄錢二監を廢止し、改めて交鈔に見錢と同じ機能があると確認した議論で七年釐革の法の廢止が提起される。

(3) 時有欲罷之者。至是二監既罷。有司言、交鈔舊同見錢、商旅利於致遠、往往以錢買鈔。蓋公私俱便之事、豈可罷去。止因有釐革年限、不能無疑、乞削七年釐革之法、令民得常用。若歲久字文磨滅、許於所在官庫納舊換新、或聽便支錢。遂罷七年釐革之限。交鈔字昏方換、法自此始。而收斂無術、出多入少、民浸輕之。厥後、其法屢更、而不能革、弊亦始於此焉。（『金史』錢幣）

時に之を罷めんと欲する者有り。是に至りて二監既に罷む。有司言う、交鈔は舊より見錢と同じく、商旅、致遠に利あり、往往錢を以て鈔を買う。蓋し公私俱に便とするの事、豈に罷去す可けんや。止だ釐革の年限有るに因りて、疑い無き能わず。乞うらくは七年釐革の法を削り、民をして常用するを得しめんことを。若し歲久しく字文磨滅せば、所在の官庫に於いて舊を納め新に換え、或いは便を聽きて錢を支するを許さん、と。遂に七年釐革の限を罷む。交鈔、字昏にして方めて換う。法此れ自り始まる。而して收斂術無く、出多く入少なく、民浸やく之を輕んず。厥の後、其の法屢しば更まるも、而れども革む能わず、弊も亦た此に始まる。交鈔が紙幣であるという前提を取り除くと、有効期限を定めない見錢の預り證への變化である。遠隔地を移動する客商にとって期限なしの預り證は當然有用なものとなる。ところで七年釐革の限の廢止は鑄錢二監（代州阜通監・曲陽縣利通監）の廢止とほぼ同時で、また地方に六〇〇〇萬貫の蓄積がありながら中央は蓄積が五〇〇萬貫にまで減少していた時期にあたる（前述）。民間における見錢不足の狀況は深刻である。交鈔の有効期限撤廢はこのことと關係する。中央政府の見錢

保有量の減少は交鈔の見銭化に支障をきたす。七年の期限の迫った交鈔を換金するため、わざわざ中都の交鈔庫に赴く必要のあった客商にとってみれば、交鈔の期限内ならいつでも見銭にもどせるという信用性が揺らいでいたのではないだろうか。七年釐革の限の廢止は客商の活動を促進することをねらった措置である。

これと關聯して「所在の官庫」で新舊の交鈔を交換するだけでなく、「或聽便支錢」すなわち交鈔の見銭化を認めたことが重要である。これも客商の活動を促すことをねらったものである。ただし所在の官庫とは、全國の任意の官庫ではなく、交鈔ごとに定められた見銭化しうる地方官廳である（次に述べる合同の官廳）。

有効期限撤廢の後、銅錢による交鈔の購入が交鈔の銅錢への換金より多い事態「出多入少」が起き、交鈔への信頼が揺らいだという。交鈔の信頼を取り戻すための期限撤廢であったのが、いっそう事態を悪化させた。交鈔は本來見銭で購入した分だけ（預かったといっても同じである）發行するから、「出多入少」など起きることはない。それ故「出多入少」とは、錢との交換で交鈔を發行するのではなく、一方的な發行であることを示している。

ところで七年釐革の限撤廢と「出多入少」の事態とは本來關係しないはずだが、現實には「出多入少」が起こった。その背景には、このころから始まった交鈔の性格の變化が絡んでいる。銅錢の徵收額を超えた交鈔の發行に對して、明昌三年（一一九二）金朝は交鈔の數を制限し見銭を超えないよう指示したが、もとより効果はなかつた。こうした指令と、直接管理下で發行したのをやめ地方で印造發行するのを認めたことを考え合わせると、中央政府と地方政府の間で交鈔に對する認識に乖離のあったこと、もはや見銭の預り證、あるいは送金手形とは言えない性格の變化、すなわち紙幣化が地方から發生したと推測できる。大定二十九年の新制度は七年釐革の限撤廢にとどまらない意味を有していた。地方は大量の銅錢を保有しながら民間に放出しないこと、世宗は中央に回收する意向をもっていたという前述の事態も、交鈔の紙幣化と關係したはずである。

さて、期限撤廢後の鈔面には次のようにある。

(4) 交鈔之制、……料號外、篆書曰、偽造交鈔者斬、告捕者賞錢三百貫。料號衡闌下曰、中都交鈔庫、准尙書戸部符、承都堂割付、戸部覆點勘。令史姓名・押字。又曰、聖旨印造逐路交鈔、於某處庫納鈔換鈔、更許於某處庫納鈔換鈔、官私同見錢流轉。其鈔不限年月行用、如字文故暗、鈔紙擦磨、許於所屬庫司納舊換新。若到庫支錢、或倒換新鈔。……其搭印・支錢處合同、餘用印依常例。(『金史』錢幣、大定二十九年十二月)

交鈔の制、……料號の外、篆書して曰く、交鈔を偽造する者は斬、告捕する者は賞錢三百貫。料號衡闌の下に曰く、中都交鈔庫、准けたる尙書戸部の符、承けたる都堂の割付、戸部覆して點勘す。令史姓名・押字。又た曰く、聖旨もて逐路交鈔を印造し、某處の庫に於いて錢を納め鈔と換え、更に某處の庫に於いて鈔を納め錢と換うるを許す。官私、見錢と同じく流轉す。其れ鈔は年月を限らず行用し、如し字文故暗、鈔紙擦磨すれば、所屬の庫司に於いて舊を納め新と換うるを許す。若し庫に到れば錢を支し、或いは新鈔と倒換す。……其れ搭印・支錢の處合同し、餘は印を用いて常例に依れ。

「中都交鈔庫、准尙書戸部符、承都堂割付、戸部覆點勘」の部分は、當初の交鈔から引き繼がれる文言であろう。七年釐革の法の廢止後の交鈔と見錢の交換はもはや中都交鈔庫の專權事項ではないから、形式的に残った部分である。ここで記される實際の内容は「印造逐路交鈔」すなわち發給地を明記すること、錢で鈔を買い、また錢に換金するという見錢預り證であること、某處での納鈔換鈔と某處での納鈔換鈔とあるように地方で見錢化が可能であること、某處から某處への送金が想定されていること、年月を限定しないこと、傷んだ交鈔は地方で新舊を交換すること等、七年釐革の法の廢止にそつた内容である(省略部分にも工墨錢はか興味深い内容となっているが、長文になるので觸れない)。「其搭印・支錢處合同、餘用印依常例」の部分は、印造(搭印)と換錢(支錢)の路の州府(の官廳)が合同すると定める。合同とは印造と支錢の二箇所の官廳が取り決めどおり遂行することであり、その證券の眞偽の確認のため割印を押しと想定できる。⁽⁶¹⁾ 納鈔換鈔と納鈔換鈔を行なう某處とは交鈔に割印する合同關係にある州府(の官廳)であることが判明する。⁽⁶²⁾

これらの内容は現存する交鈔の銅版でも確認できる。現存する交鈔の版は、殘缺のものも含めて數點知られている。⁽⁶³⁾ ほ

とんど大定二十九年の七年釐革の限撤廢の後二〇年以上たった貞祐年間（二二一—二二七）のものであり、また「交鈔之制」と比較すると鈔文は嚴密には一致しないが、記載されるべき内容は概ね同様と思われる。「交鈔之制」の「某處」は鈔版では路で示される。鈔版に合同印のないものがあるものがあり、ないものは交鈔の印造後、鈔面に押印したと思われる。鈔文に見える地名を確認しておこう。①以下の數字は註（63）の著作の番號である。一は文字不明の部分が多い。

- 五・六は合同交鈔で六は殘版である。七は泰和年間の殘版である。
 - 一、山東東路壹拾貫八十足陌鈔版、①②⑤⑥
 - 山東東路益都府、濟南府、南京。
 - 二、北京路壹伯貫八十足陌鈔版、貞祐二年、②⑤⑥
 - 北京路按察轉運司、奉戸符、承聖旨印造。通行交鈔内、中都・南京交鈔庫、北京・上京・咸平府省庫、倒換錢鈔。
 - 三、陝西東路壹拾貫八十足陌鈔版、貞祐三年、②④⑤⑥
 - 通行交鈔内、陝西東路、許於中都・南京交鈔庫、京兆府・河中府・潞州省庫、倒換錢鈔。
 - 四、平州伍拾貫八十足陌鈔版、③⑥
 - 平州奉戸符承劄奏准印造通行交鈔内、中都・南京交鈔庫、平州・保州省庫、倒換錢鈔。
 - 五、陝西東路壹拾貫八十足陌五合同交鈔版、貞祐三年、②⑤⑥
 - 通行交鈔内、陝西東路、許於中都・南京交鈔庫、京兆府・河中府・潞州省庫、倒換錢鈔。
 - 六、壹拾貫合同交鈔殘版、①②⑤⑥
 - 中都合同、南京合同、平涼府合同
 - 七、泰和交鈔殘版、①②⑤⑥
- 一は、山東東路交鈔。路内の益都府・濟南府と南京で見錢化。山東と南京をつなぐ交鈔である。二は、北京路交鈔。中

都・南京・北京・上京・咸平府（現遼寧省開原市東北）で見錢化。中都から東北は北京・咸平府・上京へ、南は南京へと動く交鈔である。三は、陝西東路交鈔。中都・南京・京兆府（現陝西省西安市）・河中府（現山西省永濟市西南）・潞州（現山西省長治市）で見錢化。陝西から河中を経て、潞州・中都もしくはは南京に動く交鈔である。四は、平州交鈔。中都・南京・平州（現河北省盧龍縣）・保州（現河北省保定市）で見錢化。平州から中都・保州・南京へと動く交鈔である。五は、陝西東路交鈔。中都・南京・京兆府・河中府・潞州で見錢化。三と同じ。六は、發行地は不明だが（鳳翔路の治所である鳳翔府（現陝西省鳳翔縣）の可能性が高い）、中都・南京・平涼府（現甘肅省平涼市）で見錢化。甘肅から中都または南京に向かう交鈔である。七は、泰和の文字が見えるが發行地・合同地等の情報は得られない。

鈔版は偶然に現在に伝わったものであるが、それでも交鈔が當時の主要な交通路を移動して中都（現北京市）か南京（現開封市）に至るものとして設計されていることが示されている。前述のように大定末以後、交鈔はしだいに紙幣化する。このように性格を變えつつも、交鈔は依然として各路で異なる鈔文をもち移動ルートを指定し、最終的な見錢化は路内でなければ特定の遠隔地でしか實現できなかった。鈔文から分かることは商人の自由活動に適さない證券であり、その意味では紙幣の一步手前ということである。

小 結

金代前期の銅錢は軍事支出をささえる手段、交鈔は銅錢を遠隔地におくる手段であり、社會の經濟生活ないし商品流通を媒介する手段ではなかった。前期の通貨は國家財政にあつては銅錢、社會にあつては實物貨幣がその機能をはたした。交鈔は紙幣でなく、銅錢の預り證、それに基づく送金手形であつた。

このような金代の貨幣制度は一一九〇年代以後、大きく變化する。後期の貨幣制度について見通しを概括的に言えば、一、交鈔は送金手形としての性格を保持しつつも、俸給支給や納税の手段となり、事實上、その行使に制限がなくなり、

紙幣化が急速に進展したこと、二、銅錢の行使は後退し代わって小鈔の役割が増大したこと、三、銀の使用が拡大したこと、と一應まとめることができる。すなわち金朝の通貨は、前期の錢に對して後期の鈔・銀へと轉換する⁽⁶⁴⁾。しかしながら交鈔の紙幣化は發行額の急激な増大と一體で進行した。このような變化は、とりわけ一二一年のモンゴル侵入と一二二四年の南京遷都によって加速した。交鈔の前期における導入と後期における紙幣化は、商業經濟の發展ではなく、對外的な軍事的緊張に起因する點が大きいと豫想をたてることができる。金代後期の幣制については稿を改めたい。

註

本稿の略稱…『金史』卷四八、食貨志、錢幣↓『金史』錢幣

九九六年。

(1) 金代貨幣史の研究は中國で盛んである。さしあたり、王德朋「近三十年來金代商業經濟研究述評」(『中國史研究動態』二〇〇九年二期)、王雷・趙少軍「金代貨幣制度與政

(7) 漆俠・喬幼梅『遼夏金經濟史(第二版)』(河北大學出版社、一九九八年)。

策研究綜述」(『中國史研究動態』二〇一六年一期)等の學說の紹介で中國の學界の動向を知ることができる。

(8) 張婧「中國貨幣文化傳承與發展——金代交鈔視角——」(中國書籍出版社、二〇一七年)。

(2) 加藤繁「宋金貿易に於ける茶錢及び絹について」(『支那經濟史考證 下卷』東洋文庫、一九五二年、初出一九四一年)。

(9) 汪聖鐸『兩宋貨幣史』(社會科學出版社、二〇〇三年)。

(3) 曾我部靜雄『日宋金貨幣交流史』(寶文館、一九四九年)。

(10) 樓鑰『攻媿集』卷一一、北行日錄上、乾道五年(一一六九)十二月十日辛卯、
接伴所得私觀物、盡貨于此。物有定價、責付行人、盡取見錢、分附衆車以北、歲歲如此。又金人浚民膏血、以實巢穴、府庫多在上京諸處、故河南之民貧甚、錢亦益少。塗中曾遇蒲篋數杠、導之以旗。殿以二騎。或云其中皆交

(4) 喬幼梅「金代貨幣制度的演變及其對社會經濟的影響」(『宋遼夏金經濟史研究』齊魯書社、一九九五年、初出一九八三年)。

子也。

(5) 劉森『宋金紙幣史』(中國金融出版社、一九九三年)。

汴京(開封)でのことだが、金朝は見錢をどんどん上京(會寧府)等處の府庫に運び、河南の民間には見錢が少な

(6) 李埏・林文勳『宋金楮幣史繫年』(雲南民族出版社、一

會寧府)等處の府庫に運び、河南の民間には見錢が少な

いという。

(11) 『金史』錢幣、

(明昌)四年、……(參知政事胥)持國曰、如江南用銅錢、江北・淮南用鐵錢、蓋以隔閡銅錢、不令過界爾。

草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題——鐵錢交子の廢復をめぐる——」(『東洋學報』四四—一、一九六二年)。

(12) 『金史』錢幣、

海陵庶人貞元二年遷都之後、戶部尙書蔡松年復鈔引法、遂製交鈔、與錢並用。

(13) 『金史』錢幣、

正隆二年、歷四十餘歲、始議鼓鑄。冬十月、初禁銅越外界、懸罪賞格、括民間銅鑄器、陝西・南京者、輸京兆。他路悉輸中都。三年二月、中都置錢監二、東曰寶源、西曰寶豐、京兆置監一、曰利用。三監鑄錢、文曰正隆通寶、輕重如宋小平錢、而肉好字文峻整過之、與舊錢通用。

『金史』卷四六、食貨志、總論、

初用遼宋舊錢、雖劉豫所鑄、豫廢、亦兼用之。正隆而降、始議鼓鑄、民間銅禁甚至、銅不給用、漸興審冶。凡產銅地脈、遣吏境內訪察無遺、且及外界、而民用銅器不可闕者、皆造於官而鬻之。既而官不勝煩、民不勝病、乃聽民冶銅造器、而官爲立價以售、此銅法之變也。

外界とは境内に對應する語である。なお正隆通寶の鼓鑄を開始するにあたって施行した銅禁は、銅器を官が製造して販賣する内容であったが、のちに民間で製造し官が價格を定めて販賣する(つまり官がすべて買い上げて販賣する)

方式に轉換したという。銅禁の内容が變化したことを「銅法の變」といつている。ただしこの時期がいつかは判明しない。

(14) 現在、正隆通寶は傳世品・出土品いずれにおいても折二錢以上の大錢は知られていない。

(15) 宮澤「宋代中國の國家と經濟——財政・市場・貨幣——」(創文社、一九九八年)三五三頁。

(16) 『金史』卷五、海陵、貞元元年三月乙卯、

以遷都詔中外。改元貞元。改燕京爲中都、府曰大興、汴京爲南京、中京爲北京。

なお東京遼陽府と西京大同府はそのまま、上京會寧府は上京を除き、單に會寧府と稱した。

『金史』卷五、海陵、正隆四年正月辛酉、(卷五〇、食貨志、榷場にも同趣旨の記事あり)

罷鳳翔・唐・鄧・穎・蔡・鞏・洮・膠西諸榷場、置場泗州。

『宋史』卷一八六、食貨志、互市舶法、(紹興)二十九年、存盱眙軍榷場、餘並罷。

『金史』卷五、海陵、

(正隆四年二月丁未)修中都城、造戰船于通州。詔諭宰臣以伐宋事。調諸路猛安謀克軍年二十以上・五十以下者、皆籍之。雖親老丁多亦不許留侍。三月丙辰朔、……遣使分詣諸道總管府督造兵器。

(正隆六年九月庚寅)上自將三十二總管兵伐宋、進自壽春。

(正隆六年十月丙午) 東京留守曹國公烏祿即位于遼陽、改元大定、大赦。數海陵過惡。

(正隆六年十一月甲午) 會舟師于瓜洲渡、期以明日渡江。乙未、浙西兵馬都統制完顏元宜等軍反、帝遇弑、崩、年四十。

(17) 『金史』卷六、世祖上、大定五年正月己未、

宋通問使魏杞等以國書來。書不稱大、稱姪宋皇帝、稱名、再拜奉書于叔大金皇帝。歲幣二十萬。辛未、詔中外。

(18) 加藤「宋と金國との貿易に就いて」(前掲『支那經濟史考證』下卷)、初出一九三七年。

(19) 『金史』卷四四、兵志、養兵之法、

世宗大定三年、南征、軍士每歲可支一千萬貫、官府止有二百萬貫、外可取於官民戶。此軍須錢之所由起也。

(20) 徐夢莘『三朝北盟會編』卷一八一、紹興七年十一月十八日、(文海出版社用光緒四年越東排印本景印)

金人得豫馬四萬餘匹、在京有錢九千八百七十餘萬緡、有絹二百七十萬疋・金一百二十萬兩・銀一千六百餘萬兩・糧九十餘萬斛。方州總數又倍之。

豫之廢也、汴京有錢九千八百七十餘萬緡・絹二百七十餘萬匹・金一百二十餘萬兩・銀二千六百餘萬兩・糧九十餘萬石・馬四萬二千匹。而方州在外、不在此數。

『三朝北盟會編』卷一八一、紹興七年十一月十八日丙午、(一九八七年上海古籍出版社用光緒三十四年許涵度刻本景印)

金人得豫馬四萬餘匹、在京有錢九千八百七十萬緡、有絹

二百七十萬匹・金一百二十萬兩・銀六千萬兩(舊校云、劉豫事迹作銀一千六十餘萬)・糧九十餘萬石。方州總數又倍之。

有馬二萬四千匹、在京有錢九千八百七十餘萬貫、有絹二百七十萬匹、有金一百二十萬兩、有銀二百萬兩、有糧九十萬石。方州在外。

『宋史』卷四七五、劉豫傳、

(紹興七年) 十一月丙午、廢豫爲蜀王。……得金一百二十餘萬兩・銀一千六百餘萬兩・米九十餘萬斛・絹二百七十萬匹・錢九千八百七十餘萬緡。

李心傳『建炎以來繫年要錄』卷一一七、紹興七年十一月丁未、

逮豫之廢也、汴京有錢九千八百七十餘萬緡・絹二百七十餘萬匹・金一百二十餘萬兩・銀一千六十餘萬兩・糧九十萬斛、而方州不在此數。

宇文懋昭『大金國志』卷三二、齊國劉豫錄、阜昌八年十一月、

豫之廢也、有馬四萬二千、有錢九千八百七十餘萬緡・絹二百七十萬疋・金一百二十萬兩・銀六千萬兩・糧九十萬石、方州不在此數。

劉豫の齊を廢したときの接收額は、錢九八七〇餘萬貫、金一二〇餘萬兩、糧九〇餘萬石、絹二七〇餘萬匹については四種の文獻が一致する。馬も四萬餘匹と見て差し支えない(二萬四千とするものもあるが)。しかし銀には一六〇〇餘萬兩、二六〇〇餘萬兩、六〇〇〇萬兩、二〇〇〇萬兩、一〇六

○萬兩、の五つの所傳數値があり、何らかの誤りを含む。なおこれらの接收額は汴京のみの數値であり、地方での接收額は「方州總數又倍之」もしくは「方州不在此數」という。なお『三朝北盟會編』の内容・性格について、陳樂素『三朝北盟會編考』（『求是集 第一集』廣東人民出版社、一九八六年、所收。初出は一九三五・三六年）を参照。また『大金國志』は問題の多い書である。『大金國志校證』（崔文印校證、中華書局、一九八六年）の崔文印による前言を参照。

- (21) 陝西は天會九年（一一三二）十一月に加えられた。外山軍治『金朝史研究』（東洋史研究會、一九六四年）二四八頁。

- (22) 『金史』錢幣、錢幣、金初、用遼宋舊錢。天會末、雖劉豫阜昌元寶・阜昌重寶、亦用之。

宋錢のほか、遼錢・劉豫の錢も用いられ、出土品からは開元通寶のあったことも分かる。三宅俊彦『中國の埋められた錢貨』（同成社、二〇〇五年）九四―一〇二頁、一三八頁。これらの間に相場がたつたという形跡は見られない。この記事には見えないが、出土品・傳世品には阜昌通寶もある。阜昌元寶は小平錢、阜昌通寶は錢徑二七―二八mm、阜昌重寶は約三三mmあり、おそらく通寶は折二錢、重寶は當三錢と推定される。

- (23) 彭信威『中國貨幣史 第三版』（上海人民出版社、一九六五年、一九八八年重版）四五二頁、高聰明「北宋銅錢鑄

造額」（『中國史研究』一九九〇年一期）、宮澤前掲『宋代中國の國家と經濟——財政・貨幣・市場——』七九頁。

- (24) 金宋兩國間における陝西の歸屬の經過を簡單にまとめる
と、一一三七年（天會十五、紹興七）、劉豫の齊を廢止し、翌一一三八年、金宋第一次和議が成立、一一三九年、河南・陝西ともに宋に返還、まもなく和議が破綻、一一四〇年、金が河南・陝西の奪還を目指して宋に攻め入り、一一四二年（皇統二、紹興十二）淮水を國境とする和議が成立、陝西・河南は金領となり、兩國に互市榷場が開設された。
- (25) 宮澤前掲『宋代中國の國家と經濟——財政・貨幣・市場——』六〇頁、八五―九〇頁。

- (26) 『金史』卷九二、毛碩傳、天德二年、充陝西路轉運使。碩以陝石邊荒、種藝不過麻・粟・蕎麥、賦入甚薄。市井交易惟川絹・乾薑、商賈不通、酒稅之入耗減。請視汴京・燕京例、給交鈔通行。

- (27) 『大金國志』卷一三、海陵揚王上、（天德二年）又宋時、河東素使夾錫錢、地分自入於金。凡有不用鐵錢者、盡拘之入官、官中每鐵錢兩貫五百、作一秤、每秤以銅錢五百五十、貨於民間。北地貴鐵、百姓多由火山軍・武州・八館之天德・雲內、貨鐵於北方。今河東鐵錢殆盡、自廢（劉）豫後、至於陝西、鐵錢亦流而過北矣。

『大金國志』卷二二、東海郡侯上、及金人得河東、廢夾錫錢、執劉豫、又廢鐵錢。由是秦晉鐵錢、皆歸鞬鞞得之、遂大作軍器、而國以益強。

(28) 『金史』錢幣、

世宗大定元年、用吏部尚書張中彥言、命陝西路參用宋舊鐵錢。

『金史』錢幣、

(大定)四年、浸不行、詔、陝西行戶部并兩路通檢官、詳究其事、皆言、民間用錢、名與鐵錢兼用、其實不爲準數、公私不便、遂罷之。

(29) 『建炎以來繫年要錄』卷一八六、紹興三十年九月壬午、(正隆五年)

右正言王淮言、兩淮間、多私相貿易之弊。如茶牛及錢寶三者、國家利源所在、而皆巧立收稅、肆行莫禁。茶於蔣州私渡、貨與北客者既多、而榷場通貨之茶少矣。牛於鄭莊私渡、每歲春秋三綱、至七八萬頭、所收稅錢、固無幾矣。若錢寶則有甚焉。蓋對境例用短錢、南客以一緡過淮、則爲數緡之用、況公然收貫頭錢、而過淮者、日數十人。其透漏可概見矣。帥憲通知相與掩蔽、望詔多方措置、革去宿弊。從之。

(30) 『宋會要輯稿』食貨二八一七、鹽法、淳熙五年二月十二日、(大定一八年)

京西漕司主管官張廷筠言、京西盜販解鹽。唯光化軍、均、房州有小路可通北界、私販甚多、緣此人戶全食解鹽、准鹽絕無到者。然易鹽、皆中國之錢。聞唐鄧間、錢陌以一二十數當百、鹽之至境、有數倍之利、乞嚴賜禁止、於京西去處措置、令官司賣鹽、督察關防、則解鹽自不通、而錢幣不至暗消。詔本路帥漕臣公(同?)共加意、杜絕

貿易解鹽、疾速條具以聞。

(31) 『宋會要輯稿』食貨三八一四二、互市、乾道三年閏七月

十二日、(大定七年)

尚書度支郎中唐瑑言、襄陽府榷場、每客人一名入北界交易。其北界先收錢一貫三伯、方聽入榷場、所將貨物、又有稅錢、及宿食之用、竝須見錢。大約一人往彼交易、非將見錢三貫不可。歲月計之、走失見錢、何可紀極、而北界商人、未有一人過襄陽榷場者、聞於光州·棗陽私相交易、每將貨來、多欲見錢、仍短其陌、意在招誘。嗜利蕪湊者衆。今錢荒之甚、豈容闕出如此。乞委京西帥漕司同共措置。從之。

(32) 『攻媿集』卷一一一、北行日錄上、乾道五年十二月三日、大定九年、宿州でのこと、

城中人物頗繁庶、麪每斤二百一十、粟穀每斗百二十、粟米倍之。陌以六十。

(33) 『攻媿集』卷一一二、北行日錄下、乾道六年庚寅正月十五日、相州でのこと、

問絹帛價、云、好絹每疋二貫五百文、絲每兩百五十文(竝六十陌)。

(34) 『金史』錢幣、

(大定二十年)二月、上聞、上京修內所、市民物、不即與直、又用短錢。賁宰臣曰、如此小事、朕豈能悉知。卿等何爲不察也。時民間以八十爲陌、謂之短錢。官用足陌、謂之長錢。大名男子幹魯補者上言、謂、官私所用錢、皆當以八十爲陌。遂爲定制。

- (35) 『中國錢幣大辭典 遼西夏金卷』(中華書局、二〇〇五年) 三九一—四〇一頁。
- (36) 宮澤前掲『宋代中國の國家と經濟——財政・貨幣・市場——』二八九頁。
- (37) 『金史』錢幣、
(大定) 十三年、命非屯兵之州府、以錢市易金帛、運致京師、使錢幣流通、以濟民用。
- (38) 『金史』卷七、世宗中、大定十九年八月戊戌、(また『金史』錢幣)
以宋大觀錢當五用。
北宋の大觀通寶は小平錢から折二、當三、當五、當十まで五種類あり、大きさが異なる。もともと金代の通用錢の主力は北宋錢であり、大小の錢貨は大きさと通りの幣値であつたはずである。大定二十年に當五に指定された大觀錢は、數量の多い小平錢だったのでなからうか。また大觀以外の北宋年號錢は從來通りの幣値だと推測できる。かすある北宋年號錢から大觀錢が選ばれた理由は不明である。
- (39) 『金史』錢幣、
(大定) 十八年、代州立監鑄錢。命震武軍節度使李天吉・知保德軍事高季孫、往監之、而所鑄斑駁黑澁、不可用。詔削天吉・季孫等官兩階解職、仍杖季孫八十、更命工部郎中張大節・吏部員外郎麻珪監鑄。其錢文曰、大定通寶、字文肉好、又勝正隆之制。世傳其錢料微用銀云。
- 『金史』錢幣、
(大定) 二十年十一月、名代州監曰阜通。設監一員正五品、以州節度兼領、副監一員正六品、以州同知兼領、丞一員正七品、以觀察判官兼領、設勾當官二員從八品、給銀牌、命副監及丞、更馳驛經理。
- (40) 『金史』錢幣、
(大定) 十九年、始鑄、至萬六千餘貫。
- (41) 『金史』錢幣、
(大定) 二十三年、上以阜通監鼓鑄歲久、而錢不加多。蓋以代州長貳廳幕兼領、而奪於州務、不得專意綜理故也。遂設副監・監丞爲正員、而以節度領監事。
- (42) 『金史』卷八、世宗下、大定二十七年二月癸未、命曲陽縣置鑄錢監、賜名利通。
- 『金史』錢幣、
(大定) 二十七年二月、曲陽縣鑄錢、別爲一監、以利通爲名、設副監・監丞、給驛吏出經營銅事。
- (43) 『金史』卷二二八、劉煥傳、
代州錢監、雜青銅鑄錢、錢色惡類鐵錢、民間盜鑄、抵罪者衆、朝廷患之。
- 『金史』卷九七、張大節傳、
進工部郎中、時阜通監鑄錢法弊、與吏部員外郎麻珪泣其事、積銅皆蠹惡、或欲徵民先所給直。
- (44) 『金史』錢幣、
今阜通・利通(標點本による)兩監、歲鑄錢十四萬餘貫、而歲所費乃至八十餘萬貫、病民而多費、未見其利便也。宰臣以聞、乃罷代州・曲陽二監。
- 『金史』卷九、章宗一、大定二十九年十二月丙戌、詔罷鑄

錢。

(45) 『金史』卷四六、食貨志の總論に、

官田日租、私田日稅。租稅之外、筭其田園・屋舍・車馬・牛羊・樹藝之數、及其藏鏹多寡、徵錢日物力。物力之徵、上自公卿大夫、下逮民庶、無苟免者。近臣出使外國、歸必增物力錢、以其受饋遺也。猛安謀克戶又有所謂牛頭稅者。宰臣有納此稅、庭陞閒語及其增減、則州縣徵求於小民、蓋可知矣。故物力之外、又有鋪馬・軍須・輸庸・司吏・河夫・桑皮故紙等錢、名目瑣細、不可殫述。とあり、錢納の稅目が列擧されている。

(46) 『金史』錢幣に同趣旨の記事がある。

(47) 『金史』錢幣、

(明昌) 五年三月、宰臣奏、民間錢所以艱得、以官豪家多積故也。在唐元和間、嘗限富家錢過五千者死、王公重貶沒入、以五之一賞告者。上令參酌定制。令官民之家以品從物力限見錢、多不過二萬貫。猛安謀克則以牛具爲差、不得過萬貫。凡有所餘、盡令易諸物收貯之。有能告數外留錢者、奴婢免爲良、傭者出離、以十之一爲賞。餘皆沒入。

(48) 『金史』錢幣、

(承安三年) 九月、以民間鈔滯、盡以一貫以下交鈔易錢用之、遂復減元限之數、更定官民存留錢法。三分爲率、親王・公主・品官許留一分、餘皆半之。其贏餘之數、期五十日內、盡易諸物。違者以違制論、以錢賞告者。於兩行部各置回易務、以綿絹物段易銀鈔、亦許本務納銀鈔、

赴樞場(務の訛字) 出鹽引、納鈔於山東・河北・河東等路、從便易錢。各降補官及德號空敕三百・度牒一千、從兩行部指定處、限四月進納補換。又更造一百例小鈔、竝許官庫易錢。一貫・二貫例竝支小鈔、三貫例則支銀一兩・小鈔一貫、若五貫・十貫例、則四分支小鈔・六分支銀、欲得寶貨者聽。有阻滯及輒減價者罪之。

『金史』卷一一、章宗三、承安三年十月丁亥、

定官民存留見錢之數。設回易務、更立行用鈔法。

同じ記事だが、食貨志と本紀で、施行の月が異なる。

(49) 『金史』卷一一、章宗四、泰和四年七月甲戌、罷限錢法。

また『金史』錢幣。

(50) 曾我部靜雄『紙幣發達史』(印刷廳、一九五一年) 八五

頁、彭信威前掲『中國貨幣史 第三版』五五〇頁、劉森前

掲『宋金紙幣史』二一五頁、漆俠・喬幼梅前掲『遼夏金經

濟史(第二版)』三八〇頁、張婧前掲『中國貨幣文化傳承

與發展——金代交鈔視角——』六一頁。喬幼梅前掲『金

代貨幣制度的演變及其對社會經濟的影響』九六頁。

(51) 高橋弘臣『元朝貨幣政策成立過程の研究』(東洋書院、

二〇〇〇年) 六七—六八頁、九一—九二頁。

(52) 宮澤「北宋交子論」(三木聰編『宋—清代の政治と社會』

汲古書院、二〇一七年)。

(53) 『金史』卷五、海陵、貞元二年、

(五月) 丁卯、始置交鈔庫、設使副員。

七月庚申、初設鹽鈔香茶文引印造庫使副。

(54) 『金史』卷五六、百官志、

交鈔庫使（舊正八品、後陞從七品、貞祐復）掌諸路交鈔、及檢勘錢鈔換易收支之事、副使從八品、掌書押印合同、判官正九品（貞祐二年、作從九品）、都監二員（見泰和令）。

印造鈔引庫（大安二年、兼抄紙坊）使從八品、副正九品、判正九品、掌監視印造勘覆諸路交鈔・鹽引、兼提控抄造鈔引紙（承安四年、罷四小庫、併罷庫判四員、至寧元年、設二員、貞祐二年、作從九品）。

(55)

『金史』錢幣に、
承安二年十月、宰臣奏、舊立交鈔法、凡以舊易新者、每貫取工墨錢十五文。至大定二十三年、不拘貫例、每張收八文、既無益於官、亦妨鈔法。

とあり、大定二十三年以前に「交鈔法」のあることが見える。貞元二年から大定二十三年までの二十九年間に交鈔に關わる規定が鈔引法から獨立した可能性がある。また『金史』卷九七、張亨傳に、世宗の大定年間、戸部尙書のと、時車駕東巡、費用百出、自遼以東、泉貨甚少。計可患其不給、欲輦運以支調度。亨謂、上京距都四千里、若輓錢而行、是率三而致一也。不獨枉費國用、無乃重勞民力乎。不若行會便法、使行旅便於囊橐、國家無轉輸之勞、而用自足矣。

とあり、『欽定續文獻通考』卷八、錢幣考、鈔は、この東巡を世宗大定十三年三月に繫年し「東巡以運錢勞費、行會法」という。「會便法」「會法」とは會子の法の意味だろう。また本文既引の范成大『攬轡錄』に、交鈔のことを官會と

呼んでいる。「便」とは便錢・便換の意味で送金手形である。會便法、會法とは交鈔に關わる規定に違いない。大定十三年に交鈔法が鈔引法から獨立した可能性がある。

(56)

『金史』卷一二五、蔡松年傳、
天德初、擢吏部侍郎、俄遷戸部尙書。海陵遷中都、徙權貨務、以實都城、復鈔引法、皆自松年啓之。

(57)

本文第二章第二節に引用する現存の交鈔版の三。なお現存の交鈔版には、「尙書戸部委差官（押）」もしくは「尙書戸部勾當官（押）」の文言があり、中央から擔當者が派遣されたことも分かる。

(58)

『大金國志』卷二三、紀年、海陵煬王上、貞元二年正月に、
始置交鈔庫
時以銅少造鈔引、一貫・二貫・三貫・四貫・五貫・十貫・六等、謂之大鈔、一百・二百・三百・五百・七伯五等、謂之小鈔、與錢並用、以七年爲限、納舊易新。諸路置官庫受之、每貫工墨錢十五文、公私便焉。

という記事があり、貞元二年に大小の交鈔をつくつたと明言する。小鈔が貞元二年に發行されたとする説の資料的根據なのだろう。しかしこの記事には不審なところがある。大鈔が六等あるという點、新舊交鈔の倒換について「諸路置官庫受之」とする點である。前者は何らかの誤りであるが、後者は後（大定二十九年以後）の内容である。この記事は採用できない。

(59)

劉森は前掲『宋金紙幣史』で小鈔の導入を承安二年（一

一九七）あるいは明昌年間（一一九〇—一一九六）（二二七頁、二三四—二三七頁）とする。

(60) 『金史』錢幣、

（明昌三年）五月、敕尚書省曰、民間流轉交鈔、當限其數、毋令多於見錢也。

(61) 仁井田陞『補訂 中國法制史研究 土地法・取引法』

（東京大學出版會、一九八〇年）五九一頁によると、不動産の典質・賣買のとき兩當事者が一通ずつ契約書を作成し、二通の契約書の合わせ目に字號を記した。預り證・送金手形は、不動産取引とは違うが、關係官廳が證券の眞偽を保證するため合同の手續きをとつたと考えられる。

(62) 合同交鈔について、『金史』卷九九、孫鐸傳に、

泰和二年十二月、上召鐸・戸部侍郎張復亨議交鈔。復亨曰、三合同鈔可行、鐸請廢不用、詰難久之、復亨讓詘。

とあり、三箇所の合同の地域を定める三合同交鈔は、泰和二年十二月存續か廢止かが検討され、結局廢止された。『金史』錢幣にやや詳しい記事がある。ここでは「先是、嘗行三合同交鈔、至泰和二年……」とあり、また十二月でなく閏十二月となっている。泰和二年の時點で確認できる三合同交鈔は、大定二十九年の交鈔之制で導入されたものである（本文引用の史料(3)(4)）。泰和二年に廢止された三合同交鈔は、まもなく復活したらしい。泰和七年の記事に「合同換錢」が現れる。

（泰和七年）十月、楊序言、交鈔料號不明、年月故暗、雖令赴庫易新、然外路無設定庫司、欲易無所、遠者直須

赴都。上以問汝礪。對曰、隨處州府庫內、各有辨鈔庫子、鈔雖弊不偽、亦可收納。去都遠之城邑、既有設置合同換錢、客旅經之皆可相易。更慮無合同之地、難以易者、令官庫凡納昏鈔者受而不支、於鈔背印記官吏姓名、積半歲赴都易新鈔。如此則昏鈔有所歸、而無滯矣。（『金史』錢幣）

さらに現存の鈔版に貞祐三年の五合同交鈔があり、見錢化できる地域が擴張された。「陝西東路壹拾貫」のもの（本文に示した鈔版の五）。

(63) 交鈔の現存銅版あるいはその拓本は、①羅振玉『四朝鈔幣圖錄、考釋』（『羅雪堂先生全集』四編、臺北大通書局、一九七二年）、②內蒙古錢幣研究會・中國錢幣編輯部編

『中國古鈔圖輯』（中國金融出版社、一九九二年）、③張秀夫『平泉出土金代伍拾貫交鈔銅版』（『中國錢幣』一九九三年一期）、④朱捷元『金貞祐三年拾貫文交鈔銅版』（『文物』一九七七年七期）、⑤『中國錢幣大辭典 遼西夏金卷』（中華書局、二〇〇五年）三九一—四〇一頁。⑥周祥『中國古代紙鈔』（上海人民出版社、二〇〇四年）等に著録されている。

(64) 私は以前、銅錢のみの時期、鈔錢の時期、鈔銀の時期というように三期に分けたが（『中國銅錢の世界——錢貨から經濟史へ——』思文閣出版、二〇〇七年、二六二頁）、交鈔を検討した本稿をもって訂正する。

meant that this book was destined to be scattered and lost as time passed. As a result, extant passages in reference books refer mainly to the history of higher-ranking officials. The descriptions of these passages, which combine the world of Confucian classics and real history, would affect subsequent political works such as the *Tang Liudian*, serving as a model of governmental description that integrates ritual and history.

THE MONETARY SYSTEM DURING THE FIRST HALF OF THE JIN DYNASTY

MIYAZAWA Tomoyuki

The history of money during the Jin 金 dynasty can be divided into two periods, one before and one after the 1190's. This paper deals with the system during the former period. The monetary policy of the Jin dynasty is assumed to have inherited most of copper coins of the Northern Song 北宋. The attack of Hailingwang 海陵王 on the Song had rapidly reduced the central government's cash holdings. In the private sector, there was a serious shortage of cash, but, on the other hand, local governments held massive cash reserves. I cannot agree with the view that sees the cash shortage as having been caused by the development of commerce. *Jiaochao* 交鈔, which was a feature of the Jin monetary system, was a cash deposit certificate used in the former period as a remittance draft. The *jiaochao* was not paper money. *Tongqian* 銅錢 and *jiaochao* acted as financial means for securing military goods, not for mediating the development of commercial transactions.

A BASIC STUDY OF HISTORICAL RECORDS ABOUT THE BYEONGJA WAR : THE *NAMHAN ILGI* AND YI DOJANG'S *SEUNGJEONGWON ILGI*

SUZUKI Kai

Among the historical records describing the invasion of Korea by Qing Taizong Hongtaiji in 1636-1637, the *Byeongjalok* 丙子錄, written by the Korean La Manggab 羅萬甲, is the most famous. Many editions of the book were produced, and it exists in Korea and Japan. However, in order to know the history of the Joseon Dynasty